

野外焼却(野焼き)はやめましょう！

ページ番号
1001584

野外焼却(いわゆる野焼き)は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2」により、一部の例外を除いて禁止されています。少量であっても、家庭から出るごみ(紙類や布類、家具、剪定枝)をドラム缶やブロック囲いを利用したり、地面に穴を掘ったりして焼却をしてはいけません。



例外となるもの

- ・焼畑や畔の草の焼却(農業・林業で必要な場合)
- ・しめ縄や門松などを焚く(左義長、どんと焼き)、卒塔婆の供養焼却
- ・国または地方公共団体が施設管理に必要と判断した場合
- ・震災や風水害、その他災害の予防・応急対策または復旧に必要な場合

上記のように、例外的に野焼きが認められる場合であっても、発生する煙や灰などが悪臭や大気汚染の原因となるため、他人の迷惑とならないように配慮しなければなりません。また、場合によっては火災に繋がる恐れもあり、近隣住民にとってさまざまな被害を及ぼす心配をかけることになります。良好な生活環境を維持するため、廃棄物は適切に処理し、野焼きは行わないようにしましょう。

問 住民環境課 ☎32-1104

岐阜県学生会館 入寮説明会

県内出身で、令和9年4月に東京近郊の大学・大学院への進学を考えている人を対象として入寮説明会を開催します。

◆日時・場所

多治見会場：10月11日(日)13時30分～15時
ヤマカまなびパーク 学習室101
岐阜会場：10月12日(月・祝)13時30分～15時
じゅうろくプラザ 小会議室2(5階)

※参加自由(男子・女子受験生、保護者、高校1・2年生も参加できます)

いずれも事前予約不要です。当日直接会場へお越しください。

会場・時間などは変更となる場合があります、同会館ホームページ(右記QRコード
<https://www.nohikail960.com>)
をご確認ください。

なお、詳細はホームページに掲載しています。



問 (公財)濃飛会岐阜県学生会館事務局
☎042-646-6561

◆まほろば短歌会

猛暑の一日過ぎたる仕事終え感謝の夕餉妻と語らう

罪咎は悔ゆる明日に消えてゆく跡はなくなりぬべしものなり

今年また秋の田に冬の来たれども鱒マスを売るトラックは来ず

父祖の誰が愛用せしか音鳴らぬ小鼓の皮に家紋浮かびぬ

狭庭辺のいとりどりの紫陽花は雨のしずくで鮮やかに咲く

洛陽に我心根や陽を追いて山根に沈み闇にぞいりて

大橋正典

村上やす子

河村紀年

山本重孝

清水康子

大橋二美

短歌と一緒に勉強したいと希望される人はご連絡ください。
連絡先 大橋正典 ☎090-1415-2387

町民文芸

(敬称略)